

# 【ひな形】

## 2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）における 横浜市発信拠点での先端技術の展示体験に関する協賛契約書

横浜市（以下「甲」という。）及び株式会社〇〇（以下「乙」という。）は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が2027年3月19日から同年9月26日までの間に開催する2027年国際園芸博覧会（以下「GREEN×EXPO 2027」という。）における横浜市発信拠点（以下「発信拠点」という。）の協賛について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本契約は、発信拠点における協賛に関して、甲と乙との間で必要な取り決めを明確にし、円滑な協力関係を構築することを目的とする。

### （法令順守）

第2条 乙は、本契約の履行にあたり、関係法令、条例、規則、行政指導等を誠実に遵守する義務を負う。

### （契約期間）

第3条 本契約の有効期間は、契約締結日から令和9年12月末までとする。

2 甲及び乙は、第10条又は第11条に定める場合を除き、本契約を双方の合意なしに中途解約することはできない。

### （協賛内容（管理責任））

第4条 乙の協賛内容は、別紙に記載の展示物及び建築資材（以下「展示物等」という。）のとおりとする。

- 2 展示物等は、乙が自社で保有し又は開発した技術・製品であって、第三者の商標権、著作権その他知的財産権を侵害するものでないことを乙は甲に対し保証する。
- 3 展示物等の制作費及び設置費、展示物の発信拠点への搬入及び発信拠点からの搬出に要する費用並びに展示物等に対する専門技術を要するメンテナンス費用はいずれも乙の負担とする。
- 4 発信拠点内における展示物等の展示位置は、甲が指定する。なお、先端技術展示のために専属的に利用できる空間は設けない。
- 5 展示物等が発信拠点に設置された後、当該展示物等の日常的な管理は、甲の責任で行い、甲は破損等に備えて予算の範囲内で保険への加入等の措置を行う。ただし、展示物等の瑕疵に起因して補修等の対応が必要となったときは、乙の負担で必要な対応を行うものとする。

- 6 甲乙いずれの責めに帰すべき事由によらず展示物等が破損等したときは、甲乙協議のうち、その対応を決するものとする。
- 7 展示物等の構造不備に起因して第三者が怪我等や損害が生じた場合、乙はその責任を負い、更に甲に損害が及んだ場合には、甲に対してその損害を賠償するものとする。
- 8 本契約における履行日は、乙が展示物等を甲に提供及び設置が完了した日をもってこれに充てるものとする。

#### (協賛特典)

- 第5条 甲は、乙による協賛に対し、協賛特典（以下「特典」という。）を提供するものとする。
- 2 特典の内容、利用方法、範囲等については、協賛内容を金額換算した上で、その額に応じて決定する。なお、決定した特典については、甲より乙に対して別途、通知するものとする。
  - 3 乙が協賛義務の全部または一部を履行しない場合、甲は乙に対し、特典の全部または一部の提供を停止することができる。

#### (知的財産権の扱い)

- 第6条 乙は展示物等に関して、知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを保証する。
- 2 甲は、本契約に基づき、発信拠点での展示、広報等の目的に限り、展示物等の著作権その他知的財産権を無償で使用することができるものとする。
  - 3 乙は、展示物等の撮影を行う場合、他の協賛者が提供した展示物等が映り込む可能性があることを認識し、著作権その他の知的財産権に配慮するものとする。
  - 4 乙が撮影した映像・写真等を広告・宣伝等に使用する場合、甲の承諾を得るものとする。ただし、甲が承諾した場合でも、乙は第三者の権利を侵害しないよう十分に配慮するものとする。
  - 5 本条の規定は、本契約終了後もなお効力を有するものとする。

#### (禁止事項)

- 第7条 乙及び甲は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約によって生ずる権利（第5条で定める特典を含む。）及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡、転貸、又は承継（合併その他一般承継による場合を含む。）させることができないものとする。

#### (所有権)

第8条 展示物等の貸出による協賛の場合、展示物等の所有権は甲に移転せず乙に留保され、乙は本契約終了後、現状有姿にて展示物等を甲に返還するものとする。ただし、返還の要否については、甲乙協議のうえで別途定めることができるものとする。

2 展示物等の提供による協賛の場合、履行完了をもって、展示物等の所有権は乙から甲へ移転するものとする。

3 前各項の定めにかかわらず、展示物等の性質や協賛内容に応じて、甲乙協議のうえ、所有権の取扱いについて別途定めることができるものとする。

#### (秘密保持)

第9条 甲及び乙は、相手方から秘密である旨が書面若しくは電磁的記録（電子メール等）で表示され、又は開示前に秘密である旨を告知され後日その内容について書面若しくは電磁的記録（電子メール等）により秘密である旨を指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、善良な管理者の注意をもって秘密として管理し、相手方の書面による事前の承諾なしに、第三者に開示してはならず、又は、本契約の履行に必要な範囲を超えて複製若しくは使用してはならないものとする。

2 前項の秘密情報には、本契約の締結に先行する甲による申込みの際に提供された情報及び乙の組織情報並びに発信拠点の計画及び準備に関する情報を含むものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、以下に記載する情報は秘密情報に該当しないものとする。

(1) 開示の時点で公知又は既に受領当事者が保有していた情報

(2) 開示後に受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

(3) 開示された情報によらず、受領当事者が自ら独自に創出した情報

(4) 受領当事者が守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

4 甲及び乙は、第1項の規定にかかわらず、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求がある場合には、守秘義務が免除され、当該要求に応じて秘密情報を開示できるものとする。なお、甲及び乙は、開示が緊急やむを得ない場合を除き、速やかに相手方に対し、書面で開示要求がある旨を通知し、相手方に異議申立ての機会等を付与するものとする。

5 甲及び乙は、第1項の規定にかかわらず、甲が「横浜市の保有する情報公開に関する条例及び個人情報保護法」及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」に基づいて開示請求を受けた際、これらに規定する不開示事由に当たらない情報については、開示できることとする。

6 甲及び乙は、秘密情報を第1項に基づき相手方の承諾を得て第三者に開示する場合、当該第三者に対し同項に定める義務と同等の義務を負わせるものとし、かつ、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負うものとする。

- 7 甲及び乙は、本契約を通じて取得する個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び各々が属する業界の主務官庁のガイドライン等を遵守するものとする。

#### （暴力団排除条項）

- 第 10 条 甲及び乙は、現在及び将来にわたり自己が横浜市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと、並びに暴力団等の排除に関して横浜市暴力団排除条例及び神奈川県暴力団排除条例を遵守することを表明し、保証するものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方が前項に定める表明保証義務に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく直ちに本契約を解除し、あわせて相手方に対しこれにより被った損害の賠償を請求することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除されたことを理由として、相手方に対し損害の賠償を請求することができないものとする。

#### （解除事由）

- 第 11 条 乙が次の各号の一に該当する行為をした場合には、甲は、乙に対し、催告その他何らの手続きを要することなく、本契約を解除することができるものとする。
- (1) 展示物等の提供の履行を怠ったとき。
- (2) 甲及び GREEN×EXPO 2027 全体の名誉・信用を傷つける等不信行為を行ったとき。
- (3) その他、発信拠点の運営に支障をきたすおそれのある行為を行ったとき。
- 2 甲及び乙が本契約の各条項の一に違反し、相手方が相当期間を定めて催告したにもかかわらず是正されないときは、本契約を解除することができるものとする。
- 3 当該施設の建物は甲に対して協会が貸し付けるものであり、甲と協会との間で貸付契約が解除された場合には、本契約は、将来に向かって失効するものとする。
- 4 前 3 項により本契約が期間満了前に終了した場合、契約に基づく特典は、既に利用済みのもの又は未利用のものを問わず、契約終了と同時にすべて失効するものとする。
- 5 甲及び乙は、前項に基づく処理のほか、第 1 項又は第 2 項に基づく解除に伴い損害を被ったときは、相手方に対し損害賠償を請求することができるものとする。

#### （任意解除）

- 第 12 条 甲及び乙は、相手方に対し、解除希望日の 30 日前までに書面により通知することにより、本契約を任意に解除することができる。
- 2 本条に基づき契約を解除した場合、解除当事者は、相手方に対し、解除に伴い生じた損害について賠償する責任を負わないものとする。ただし、既に履行された義務及び発生した費用については、誠実に協議のうえ処理するものとする。

**(不可抗力)**

第 13 条 本契約の当事者は、天変地異、戦争、暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令処分、火災、争議行為その他の不可抗力事由により損害が発生した場合、相互にその責任を負わないものとする。ただし、不可抗力事由の発生を知った場合、速やかに相手方に通知し、不可抗力事由の影響を最小限に抑えるために合理的な努力を行うものとする。

2 不可抗力事由が発生した場合の対応方法については、別途、協議するものとする。

**(合意管轄)**

第 14 条 契約に関する紛争が生じた場合は、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

**(書面の提出)**

第 15 条 乙は、代表者又は本店所在地に変更があったときは、直ちに書面をもって甲に届けるものとする。

2 乙又は甲は、相手方に対する意思表示及び通知を本契約記載の所在地又は、その後に書面をもって変更の届出のあった所在地宛にするものとし、当該所在地宛発送された書面は、通常相手方に到達すべき時期に到達したものとみなすものとする。

**(契約の変更)**

第 16 条 甲及び乙は、本契約の内容を変更する必要があるが生じた場合、書面による合意のうえ、契約を変更することができる。変更内容は、双方が署名・押印した変更契約書により定めるものとする。

**(契約の疑義)**

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して生じた疑義について、乙及び甲は、信義誠実に協議の上、別途定めるものとする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、乙及び甲が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区本町 6-50-10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春

乙 神奈川県横浜市〇〇区〇〇町〇-〇-〇  
株式会社〇〇  
代表取締役社長 〇〇

別紙

1 協賛の内容
<div data-bbox="485 371 975 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【募集要項 第3条の内容記載】</div>
2 協賛概要
<div data-bbox="488 667 979 728" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">【申込書 様式1-1を記載】</div>
3 提供金額
<div data-bbox="488 969 1118 1030" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">※展示物等を金銭評価した際の価額を記載</div>
4 納入可能な時期（納期・工期の目安）
5 その他
<div data-bbox="336 1417 1315 1503" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">契約書に記載のない、双方で協議のうえ決定した項目があれば記載予定</div>